第11期
定時株主総会
招集ご通知

日時 平成28年3月25日（金曜日）
午前10時（受付開始　午前９時30分）

場所 渋谷サンスカイルーム
東京都渋谷区渋谷一丁目9番8号
朝日生命宮益坂ビル5階
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

目次

第11期定時株主総会招集ご通知 …… 4
株主総会参考書類 …… 5
事業報告 …… 6
計算書類 …… 28
監査報告 …… 31

ピクスタ株式会社
証券コード:3416

PIXTA

企業理念

インターネットでフラットな世界をつくる

これまでは自分の才能やセンスを活かしたいと思っても、
狭い世界の中での限られた方法しかありませんでした。

そこにインターネットが登場し、物理的な制約なくあらゆる取引や
マッチングの場をインターネット上に再構築することが可能になりました。

私達はインターネットを最大限活用し、経歴、経験、コネ、距離、時間など
既存の枠組みにとらわれずに才能やセンスを活かしてチャレンジでき、
それを自由に活用できるオープンでフラットな世界をつくり出したいと考えています。

そして価値を生む人とそれを活かす人を最大多数結びつけ、
多様性に富む活気ある社会の実現に貢献してまいります。



株主の皆様へ



いつもご支援いただきまして誠にありがとうございます。

当社は2015年8月に創業10周年を迎え、また9月には東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。節目の年にさらなる飛躍のきっかけを得られたことを大変うれしく思っております。

当社は「インターネットでフラットな世界をつくる」という企業理念のもと、誰もが才能を活かせるインターネット上のクリエイティブ・プラットフォームづくりを行っております。

2015年12月には販売中の素材点数が1,500万点を超え、国内では最大級の規模となりました。海外展開も徐々に形になりつつあります。

これからも価値を生む人とそれを活かす人を結びつけ、活気ある社会の実現に貢献するとともに、企業価値の向上に邁進したいと考えております。株主の皆様には今後もあたたかいご支援を賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

代表取締役社長

古俣 大介

ピクスタについて

私達は
デジタル素材マーケットプレイス
のリーディングプレイヤーです。



クリエイター
18万人

PIXTA
素材点数1,500万点

購入者
20万人※

(2015年12月末時点)

※ 各月の月間購入者数(月に1回以上購入した人数)の12ヶ月分を合算した数値

当社は、インターネット上で写真・イラスト・動画等のデジタル素材の仕入から販売までを行うオンラインマーケットプレイス「PIXTA(ピクスタ)」の運営を主たる事業としております。

デジタル素材とは、広告等のコンテンツを制作するうえで、ビジュアル効果を高めるために用いられる素材のことです。

チラシ、パンフレット、書籍や商品パッケージ、TV、インターネットメディア、電子書籍、スマートフォンアプリなどさまざまな用途に活用されています。

事業系統図

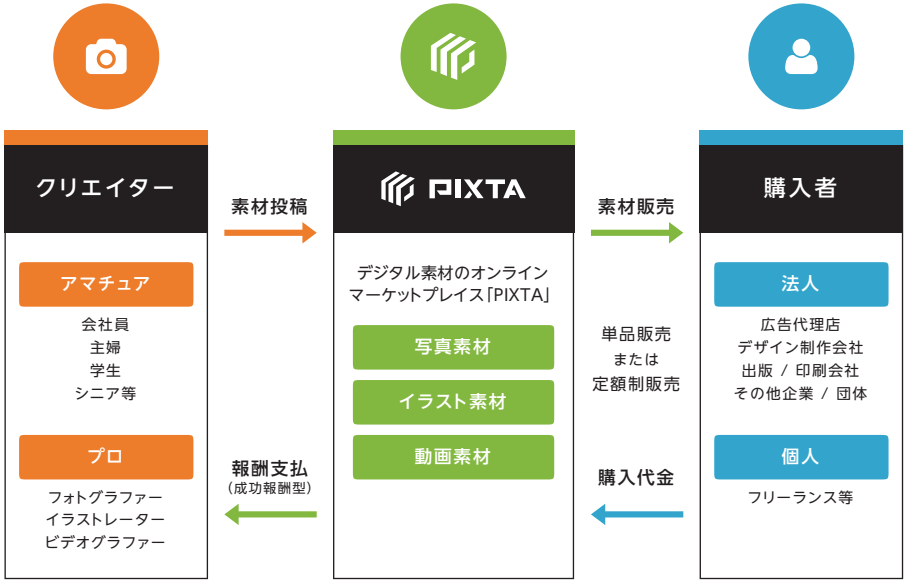

証券コード　3416
平成28年３月９日

株　主　各　位

東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号
ピ　ク　ス　タ　株　式　会　社
代表取締役社長　古　俣　大　介

第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第11期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年３月24日（木曜日）午後７時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成28年３月25日（金曜日）午前10時　　（受付開始　午前９時30分）
２．場　　所　渋谷サンスカイルーム
東京都渋谷区渋谷一丁目９番８号　　朝日生命宮益坂ビル　５階
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項　第11期（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
議　　案　取締役１名選任の件

以　上

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
○本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス https://pixta.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
○株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
○資源節約のため、当日ご出席の際はこの「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申しあげます。

株主総会参考書類

議　　案　取締役１名選任の件

経営監督機能の強化を図るため、社外取締役として取締役１名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。

なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了するときまでとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
まつもとこうすけ 松本浩介 （昭和42年６月２日）	昭和62年１月　株式会社リョーマ　入社 平成10年６月　時刻表情報サービス株式会社　取締役就任 平成11年６月　同社　代表取締役就任 平成16年７月　株式会社ザッパラス　取締役就任 平成23年６月　株式会社enish　取締役就任	－

（注）１．取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．松本浩介氏は、新任の社外取締役候補者であります。

３．松本浩介氏を社外取締役候補者とした理由は、他社の代表取締役又は取締役を歴任し培われた企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくことにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者としました。

４．松本浩介氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で会社法第427条第１項に規定する責任限定契約を法令の範囲内の限度額で締結する予定であります。

５．当社は、松本浩介氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。

以　上

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

１．会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益の改善、設備投資の持ち直し、雇用・所得環境の改善等により、緩やかな回復基調が続いております。一方で、アメリカの金融政策が正常化に向かうなか、原油安や中国経済をはじめとした海外景気の下振れなど、景気を下押しするリスクも懸念されております。

当社は、インターネット上で写真・イラスト・動画等のデジタル素材の販売を主たる事業として展開しておりますが、当社を取り巻く環境としましては、スマートデバイス、スマートフォンアプリやインターネット広告（動画広告を含む）の普及に伴い、これまで以上にインターネットでのデジタル素材の活用機会が増えております。

このような事業環境のもと、当事業年度におきましては、既存のクリエイティブ・プラットフォーム事業における購入者及びクリエイターの拡大を引き続き進めてまいりました。購入者の拡大につきましては、主にSEO、SEM（注）等によるWebプロモーションを展開した他、定額制販売の営業活動及びサイト内における訴求を積極的に行いました。クリエイターの拡大につきましては、セミナーの開催やブログやメールマガジン等を利用した情報提供等を行ってまいりました。また、平成27年９月14日に東京証券取引所マザーズ市場へ上場を果たし、さらなる事業基盤の強化に努めるとともに、事業の拡大をより強力に推進してまいります。

以上の結果、当事業年度の売上高は1,388,235千円（前事業年度比29.9％増）、営業利益は138,338千円（前事業年度比41.3％増）、経常利益は120,399千円（前事業年度比22.3％増）、当期純利益は111,659千円（前事業年度比23.3％増）となりました。なお、当社はクリエイティブ・プラットフォーム事業の単一セグメントのため、セグメントごとの記載はしておりません。

（注）SEOとは検索エンジンの検索結果のページの表示順の上位に自らのWebサイトが表示されるように工夫すること。SEMとは検索エンジンから自社Webサイトへの訪問者を増やすマーケティング手法のひとつ。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は11,342千円であり、その主なものは、本社フロア増床に伴う内装工事等及び自社利用のソフトウェアの開発であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度中に、当社は、平成27年９月14日の東京証券取引所マザーズ市場への株式上場に伴い、公募増資により180,000株の新株式を発行し、309,672千円の資金調達を行いました。

また、新株予約権（ストック・オプション）の行使に伴い、45,080株の新株式を発行し、16,410千円の資金を調達しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区分	第 8 期 (平成24年12月期)	第 9 期 (平成25年12月期)	第 10 期 (平成26年12月期)	第 11 期 (当事業年度) (平成27年12月期)
売上高 (千円)	542,283	782,322	1,068,758	1,388,235
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△54,333	△46,450	98,441	120,399
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△54,623	△46,980	90,533	111,659
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△) (円)	△30.15	△25.52	46.87	53.75
総資産 (千円)	188,153	277,561	460,242	990,642
純資産 (千円)	△6,588	20,444	120,577	558,318
1株当たり純資産 (円)	△36.78	△20.53	30.62	250.36

(注) 1．1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。

2．当社は、平成25年10月7日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行い、平成27年6月12日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

⑷ 対処すべき課題

当社は、さらなる事業拡大と収益基盤の安定化のために、以下の項目を対処すべき課題と認識し、対応を推進しております。

① クリエイターの増加

クリエイティブ・プラットフォーム事業の性質上、質の高いデジタル素材を提供するクリエイターの増加・維持が事業の発展に不可欠であります。そのため、各種メディアを通じて、当社のクリエイターに着目した広報活動等を積極的に行う他、素材使用事例の公開、セミナーの開催、関連イベントへの参加等を通じたクリエイターへの情報発信等を行っております。

特に、当社において需要の高い素材テーマ等を分析しクリエイターに提供する等、クリエイターの当社への素材提供を促進するための努力を継続しております。

② 購入者の増加

サイトを訪れる新規購入者の増加とともに、新規購入者の継続的な購入者への転化は事業の発展に不可欠であります。

当社では、主にSEOやSEMを強化することにより、新規購入者のサイトへの流入を促しております。さらに、そのような新規購入者の継続的な購入者への転化にあたっては、購入者の要請に対して網羅性の高い多様なデジタル素材を常に取り揃えておくことが不可欠であります。そのため、翌事業年度においては、当社が企画し、著作権も当社が取得する自社保有素材の制作にも注力し、素材数が少ない又はこれまで取り組めていなかった新しい分野やテーマの素材を積極的に制作・開拓することで、提供素材の網羅性及び多様性の向上に貢献するための施策を行ってまいります。

また、当社では、積極的な広報活動を通じて、購入者の多くが「デジタル素材ならPIXTA」と認識するように、ブランド力を向上させる努力を継続しております。

③ デジタル素材マーケットの普及・拡大

当社が取り扱う写真・イラスト・動画等のデジタル素材は、主に、企業やメディア各社、広告制作会社そしてデザイナーによりさまざまな媒体での広告制作物において、ビジュアル効果を高めるために使用されております。その需要は、インターネット環境の発展及び技術開発によるデジタル素材の制作コストの低下を主な背景として、継続的に高まっています。

その一方で、企業における広告制作物以外での用途（企業パンフレットやホームページ等への掲載、プレゼンテーションや研修等の各種資料での利用等）、さらには個人や個人事業主の

ブログ・ホームページ等での利用等、さらに幅広い分野・シーンでの活用が考えられますが、現状、このような利用は限定的であると認識しております。当社では、既存のアクティブユーザー層以外のユーザーの利用をより推進するような商品の開発・提供を積極的に行っていくことで、今後、当社サービスを利用し得る顧客層又は利用機会を拡大するための施策を行っていきます。

そのような施策を通じて、当社では、安価で高品質、かつさまざまな層の購入者の要請に応える多彩なロイヤリティフリーのデジタル素材を世の中に少しでも多く供給することにより、デジタル素材マーケット全体の普及・拡大に努めてまいります。

④ 新規サービス・新規事業の立ち上げ

当社では現在、写真・イラスト・動画等デジタル形式のストック素材のライセンス販売を主軸に事業を展開しておりますが、素材のジャンル拡大や販売方法の多様化、及び当社の強みを活かした新規サービス・新規事業の開拓は、課題の一つであると認識しております。

当事業年度においては、平成27年４月に単品購入販売サイトPIXTA及び定額制サイトImasiaを統合し、PIXTAサイトにおいて単品購入も定額制も利用できるようになりました。さらに、同年12月には、万一の素材の権利侵害に備えて一定の条件で購入者の損害を当社が補償する「安心補償サービス」を開始し、購入者がより安心感をもってサイトを利用できるようにいたしました。

さらに、翌事業年度には多数の優良クリエイターを擁する当社の強みを活かして、クリエイターと、家族の行事等個別の機会ごとに撮影サービスを求めるユーザーとをマッチングする撮影マーケットプレイスのサービス開始を検討しています。

今後も、総合的なクリエイティブ・プラットフォームとして、クリエイター及び購入者それぞれにとってメリットの高い新規サービス・新規事業を検討し展開していきたいと考えております。

⑤ 海外への事業進出

当社は海外への事業展開を企図しており、その一環としてサイトの多言語化を進めており、現在は、英語版に加えて中国語版（繁体字・簡体字）のサイトが公開されています。諸外国のクリエイター及び購入者が容易にPIXTAのサービスを享受できるように、今後は特に高成長が見込まれるアジア各国の言語を優先的にサイトの多言語化を計画しており、翌事業年度にはタイ語版サイトのリリースを予定しています。

また、当社では、特にビジネス環境の向上により広告業界の発展やデジタル素材の需要拡大が見込まれる、東南アジアと東アジアでの事業展開を進めております。シンガポールに現地法人PIXTA ASIA PTE.LTD.及び台湾支店（日商匹克斯塔圖庫股份有限公司台湾分公司）が既に設立されていますが、翌事業年度には開発拠点としてベトナムに現地法人の設立を予定しています。

今後も、特に東南アジア及び東アジアでの各国の文化・市場・ニーズ等にあわせて、効率的かつ効果的な進出方法を検討し、推進していきたいと考えております。

⑥　サービスの継続的改善

当社では、サービスの継続的な改善は不可欠な課題であると認識し、検索機能の向上、デジタル素材の拡充及びサイトの安全性の強化といった施策に引き続き重点的に取り組んでまいります。

⑦　内部管理体制の強化

当社は、現状、小規模な組織であり、業務執行体制もこれに応じたものになっております。今後、企業価値の継続的な増大を図るにあたっては、優秀な人材の採用・育成により業務執行体制の充実を図り、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するような仕組みを強化・維持していくことが不可欠であると認識しております。そのため、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保のための内部統制システムの適切な運用、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守を徹底してまいります。

⑸ **主要な事業内容**（平成27年12月31日現在）

事業区分	事業内容
クリエイティブ・プラットフォーム事業	インターネット上で写真・イラスト・動画等のデジタル素材の販売を行う「PIXTA」の運営

⑹ **主要な営業所**（平成27年12月31日現在）

① 当社

本社	東京都渋谷区
支店	台湾台北市

② 子会社

会社名	所在地
PIXTA ASIA PTE.LTD.	シンガポール

⑺ **使用人の状況**（平成27年12月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
57名	16名増	34.24歳	2.63年

（注）使用人数には、契約社員を含み、当社から社外への出向者及び臨時従業員（アルバイトを含む）は含んでおりません。

⑻ **主要な借入先の状況**（平成27年12月31日現在）

該当事項はありません。

⑼ **その他会社の現況に関する重要な事項**

当社は、平成27年９月14日に東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。

2．株式の状況（平成27年12月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数** 8,000,000株

⑵ **発行済株式の総数** 2,230,040株

⑶ **株主数** 1,009名

⑷ **大株主**

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
古俣大介	537,200	24.09
Globis Fund Ⅲ, L. P.	274,420	12.31
SocialEntrepreneur投資事業有限責任組合	218,400	9.79
GAIAX GLOBAL MARKETING & VENTURES PTE. LTD.	160,000	7.17
遠藤健治	142,400	6.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	120,900	5.42
Globis Fund Ⅲ（B）, L. P.	77,180	3.46
MLI FOR CLIENT GENERAL NON TREATY－PB	72,000	3.23
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	71,900	3.22
内田浩太郎	67,000	3.00

（注）当社は、自己株式は保有しておりません。

⑸ その他株式に関する重要な事項

①平成27年５月15日付で、当社定款に基づきA種優先株式を自己株式として取得し、対価として普通株式を交付したため、普通株式は8,830株増加しております。

②平成27年５月15日開催の取締役会決議に基づき、同日付で自己株式として保有するA種優先株式をすべて消却いたしました。

③平成27年５月15日開催の取締役会決議に基づき、平成27年６月12日付で普通株式１株につき20株の株式分割を行っております。

④平成27年６月11日開催の臨時株主総会決議に基づき、平成27年６月12日付で単元株制度を採用し、単元株式数を100株としております。

⑤平成27年９月13日を払込期日とする公募増資を行っております。これにより、発行済株式総数は180,000株増加しております。

3．新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第４回新株予約権	第５回新株予約権
発行決議日		平成23年９月27日	平成24年２月22日
新株予約権の数		83個 (注) 1.	17個 (注) 1.
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 16,600株 (注) 1. (新株予約権１個につき 200株)	普通株式 3,400株 (注) 1. (新株予約権１個につき 200株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 60,000円 (１株当たり　300円)	新株予約権１個当たり 60,000円 (１株当たり　300円)
権利行使期間		平成25年10月５日から 平成33年８月23日まで	平成26年３月３日から 平成33年８月23日まで
行使の主な条件		(注) 2.	(注) 2.
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 7個 (注) 3. 目的となる株式数 1,400株 保有者数 1名	新株予約権の数 8個 (注) 3. 目的となる株式数 1,600株 保有者数 1名

(注) １．当社取締役及び従業員に交付された時点における総数を記載しております。

２．行使の条件は以下のとおりです。

①新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員たる地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

②新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

③新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

３．取締役１名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

		第６回新株予約権	第７回新株予約権
発行決議日		平成24年11月28日	平成26年３月13日
新株予約権の数		75個 (注) 1.	520個 (注) 1.
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 15,000株 (注) 1. (新株予約権１個につき 200株)	普通株式 10,400株 (注) 1. (新株予約権１個につき 20株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 60,000円 (１株当たり 300円)	新株予約権１個当たり 14,400円 (１株当たり 720円)
権利行使期間		平成26年12月16日から 平成34年３月28日まで	平成28年３月15日から 平成35年10月４日まで
行使の主な条件		(注) 2.	(注) 2.
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 10個 (注) 3. 目的となる株式数 2,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 280個 (注) 3. 目的となる株式数 5,600株 保有者数 3名

(注) １．当社取締役及び従業員に交付された時点における総数を記載しております。

２．行使の条件は以下のとおりです。

①新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員たる地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

②新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

③新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

３．取締役のうち１名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

		第９回新株予約権
発行決議日		平成27年３月17日
新株予約権の数		1,200個 (注) 1.
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 24,000株 (注) 1. (新株予約権１個につき 20株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 14,400円 (１株当たり 720円)
権利行使期間		平成29年３月19日から 平成37年１月23日まで
行使の主な条件		(注) 2.
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 900個 目的となる株式数 18,000株 保有者数 2名

(注) １．当社取締役及び従業員に交付された時点における総数を記載しております。

２．行使の条件は以下のとおりです。

①新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員たる地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

②新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

③新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

⑵ 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第９回新株予約権	第１０回新株予約権
発行決議日		平成27年３月17日	平成27年４月１日
新株予約権の数		1,200個 (注) 1.	100個 (注) 2.
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 24,000株 (注) 1. (新株予約権１個につき 20株)	普通株式 2,000株 (注) 2. (新株予約権１個につき 20株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 14,400円 (１株当たり 720円)	新株予約権１個当たり 14,400円 (１株当たり 720円)
権利行使期間		平成29年３月19日から 平成37年１月23日まで	平成29年４月３日から 平成37年１月23日まで
行使の条件		(注) 3.	(注) 3.
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 195個 目的となる株式数 3,900株 交付者数 24名	新株予約権の数 100個 目的となる株式数 2,000株 交付者数 1名

(注) １．当社取締役及び従業員に交付された時点における総数を記載しております。
２．当社従業員に交付された時点における総数を記載しております。
３．行使の条件は以下のとおりです。
①新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員たる地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
②新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
③新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

4．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年12月31日現在）

会社における地位及び担当	氏　　名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	古俣　大介	PIXTA ASIA PTE.LTD. Director
取締役（コンテンツ本部長）	内田　浩太郎	
取締役（コマース＆サービス本部長）	遠藤　健治	PIXTA ASIA PTE.LTD. Managing Director
取締役（コーポレート本部長）	恩田　茂穂	
取締役	上田　祐司	株式会社ガイアックス　代表執行役社長 AppBank株式会社　社外取締役 株式会社東京個別指導学院　社外取締役
常勤監査役	大野　聡子	
監査役	古賀　良三	しまうまプリントシステム株式会社 常勤監査役
監査役	松本　拓生	恵比寿松本法律事務所　代表 株式会社カヤック　社外監査役 アールビバン株式会社　社外監査役 PGMホールディングス株式会社社外取締役

（注）1. 取締役上田祐司氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役大野聡子氏、監査役古賀良三氏及び松本拓生氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、取締役上田祐司氏、監査役大野聡子氏、古賀良三氏及び松本拓生氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、東京証券取引所に届出ております。
4. 監査役大野聡子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑶ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報　酬　等　の　額
取締役 （うち社外取締役）	5名 (1)	44,358千円 (700千円)
監査役 （うち社外監査役）	4名 (4)	6,650千円 (6,650千円)
合計 （うち社外役員）	9名 (5)	51,008千円 (7,350千円)

（注）1．上記には、平成27年３月17日開催の第10期定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役１名を含んでおります。

2．取締役の報酬限度額は、平成27年３月17日開催の第10期定時株主総会において、年額20,000万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

3．監査役の報酬限度額は、平成27年３月17日開催の第10期定時株主総会において、年額2,000万円以内と決議いただいております。

4．子会社における役員報酬の決定は、親会社の株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で、子会社の業績、取締役の子会社における職務・職責を勘案して親会社の取締役会で決定いたします。なお、平成27年７月より、グローバル展開を促進させるため、当社取締役１名がシンガポールに居住しており、子会社であるPIXTA ASIA PTE. LTD. から報酬を受けております。

⑷ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役上田祐司氏は、株式会社ガイアックスの代表執行役社長、AppBank株式会社及び株式会社東京個別指導学院の社外取締役を務めております。兼職先のうち、株式会社ガイアックスと当社との間には、当社の運営する「PIXTA」における購入者としての取引がありますが、特別の関係はありません。

監査役古賀良三氏は、しまうまプリントシステム株式会社の常勤監査役であります。兼職先と当社との間には、当社の運営する「PIXTA」における購入者としての取引がありますが、特別の関係はありません。

監査役松本拓生氏は、恵比寿松本法律事務所の代表、株式会社カヤック及びアールビバン株式会社の社外監査役、並びにPGMホールディングス株式会社の社外取締役であります。兼職先のうち、株式会社カヤック及びアールビバン株式会社と当社との間には、当社の運営する「PIXTA」における購入者としての取引がありますが、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 上田祐司	当事業年度に開催された取締役会15回すべてに出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役 大野聡子	当事業年度に開催された取締役会15回すべて、並びに監査役協議会及び監査役会合わせて12回すべてに出席いたしました。主に、公認会計士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役 古賀良三	平成27年３月17日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回すべて、監査役会10回すべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、取締役・監査役としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。
監査役 松本拓生	平成27年３月17日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回、監査役会10回のうち９回に出席いたしました。主に、弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

5．会計監査人の状況

⑴ **名称**　　新日本有限責任監査法人

⑵ **報酬等の額**

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,500千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役からの報告を通じて、監査内容、監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬額等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

⑶ **非監査業務の内容**

公認会計士法第２条第１項以外の業務であるコンフォートレター作成業務等であります。

⑷ **会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

監査役会は、会計監査人の職務執行について著しい障害があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該事案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任し、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨及び解任した理由を報告いたします。

⑸ **会計監査人が現に受けている業務停止処分**

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概要

① 処分の対象者

新日本有限責任監査法人

② 処分の内容

・契約の新規の締結に関する業務の停止　3月（平成28年１月１日から同年３月31日まで）

・業務改善命令（業務管理体制の改善）

6．業務の適正を確保するための体制

当社では、「内部統制システムに関する基本方針」を制定するとともに、各種社内規程を整備し、役職員の責任の明確化を行うことで規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制を確保しております。

⑴ 取締役及び使用人の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、「取締役会規程」、「経営会議規程」、「職務権限規程」、「業務分掌規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、取締役及び使用人は定められた職務権限及び業務分掌に基づいて業務を執行する。

② 内部監査規程に基づき、代表取締役社長直轄の内部監査担当を置き、各部門の業務執行の状況等について監査役会と連携して監査を実施し、その評価を代表取締役社長に報告する。

③ 各本部長及び部長は、本部又は部固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。

④ 法令違反その他法令上疑義のある行為等については、管理部及び外部弁護士等を相談先とする内部通報制度を構築し、「内部通報規程」に従って適切に対応する。

⑵ 取締役の職務執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役の職務の執行にかかる記録文書、その他重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、「文書管理規程」等に基づき、適切に保管・管理する。

② 必要に応じ、取締役及び監査役はこれらの文書等を閲覧できるものとする。

⑶ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 取締役会は「リスク管理規程」を定め、会社において発生する可能性のあるリスクを予め識別し、識別したリスクに対処するための体制を整備し、定期的に見直すものとする。

② リスク情報等については、経営会議、取締役会等を通じて各部門責任者より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに関しては、それぞれの担当部署にて必要に応じて研修の実施、マニュアルの整備等を行うものとし、組織横断的なリスクの監視及び全社的な対応は管理部が行うものとする。

③ 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策チームを設置し、必要に応じて弁護士等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

④ 内部監査担当は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告し、取締役会において適宜リスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善を行う。

⑷ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会は月に１回、又は必要に応じて随時に開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案し、実行する。

② 経営会議は週に1回、又は必要に応じて随時に開催し、取締役会で決定された経営方針に基づいて代表取締役社長が業務を執行するにあたり、業務に関する重要事項を協議する。

③ 取締役は代表取締役社長の指示のもと、取締役会決議等に基づき自己の職務を執行する。また、適宜会社経営に関する情報を相互に交換、あるいは協議し、必要に応じて取締役会に対し、経営政策、経営戦略等を進言するものとする。

④ 各部門においては「職務権限規程」「業務分掌規程」に基づき権限の移譲を受け、責任の明確化を図ることで迅速性及び効率性を確保する。

⑸ 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する事項及び監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査役は監査役の職務を補助する使用人を定め、当該使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人は、その指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。

② 監査役を補助する使用人の人事異動は、監査役の承認を事前に得るものとする。

⑹　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

①　監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができるものとする。

②　取締役及び使用人が監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

③　監査役に報告を行った取締役及び使用人は、当該報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないものとする。

⑺　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①　監査役は、内部監査担当と連携を図り、情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。

②　会計監査業務については監査法人に会計監査の説明を受ける等必要な連携を図り、監査役監査の実効性を確保する。

③　監査役は、法律上の判断を必要とする場合には、随時弁護士等より専門的な立場からの助言を受けるものとする。

④　監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をした場合は、すみやかに当該費用の支払いを行う。

⑻　財務報告の適正性及び信頼性を確保するための体制

内部統制システムの構築に関する基本方針及び財務報告の基本方針を定め、財務報告に係る内部統制を整備し、運用を行う。

⑼　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

①　当社は、「コンプライアンス管理規程」に基づき、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶することを宣言する。

②　当社は、上記宣言のもと、反社会的勢力排除に向けて「反社会的勢力対策規程」を制定し、反社会的勢力との一切の接触を禁止する。

③　当社は、反社会的勢力への対応統括部署を管理部と定め、反社会的勢力による不当要求、組織的暴力及び犯罪行為に対しては、マニュアルを整備し、直ちに対応統括部署に報告・相談する体制を整備している。

④　定期的に反社会的勢力との関係の有無を調査し、取引先がこれらと関わることが判明又はその疑いが生じた場合、すみやかに取引関係を解消する。
⑤　当社では、日常の情報収集や緊急時対応のため、警察及び弁護士等との外部の専門機関と連携体制を構築する。
⑥　対応統括部署に反社会的勢力にかかわる情報の収集・管理を一元化し、役員及び使用人に対して定期的にコンプライアンス研修を実施する。

7．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

⑴　取締役の職務執行

当社は、取締役会規程に基づき、原則として月１回又は必要に応じて臨時に取締役会を開催しており、当事業年度においては定時取締役会を12回、臨時取締役会を３回開催いたしました。定時取締役会では、月次決算及び業務に関する報告がなされており、取締役が相互に職務執行状況の監視・監督を行うとともに、日常の業務執行の協議を活発に行うことにより、取締役会の活性化及び業務の効率化を図っております。

⑵　監査役会による監視

当社は、監査役会規程に基づき、原則として月１回又は必要に応じて臨時に監査役会を開催しており、当事業年度においては監査役会を10回（監査役会設置会社移行前に監査役協議会を２回）開催いたしました。監査役会では、監査計画の策定及びその実施状況について定期的に情報を共有するとともに、内部監査担当者及び会計監査人と随時意見交換や情報共有を行うほか、三者間で情報共有を行うなど連携を図っております。

また、常勤監査役は取締役会のほか、経営会議等の社内重要会議に出席するとともに、取締役から業務執行の状況について直接聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

⑶　コンプラアンス体制の運用

当社は、コンプライアンスに抵触する事態の発生を予防するため、コンプライアンスの教育・研修を継続的に実施し、コンプライアンス意識の定着と浸透を図っております。また、内部通報規程の整備を行うと共に、内部通報制度を導入し、コンプライアンス違反や不正行為の早期発見、早期解決に努めております。

⑷　内部監査の実施

代表取締役社長の命を受けた内部監査担当者による定期的な内部監査を実施しております。内部監査の結果については、代表取締役社長に直接報告され、後日、改善状況の確認を行っております。また、内部監査担当者は、監査役及び会計監査人と随時意見交換や情報共有を行うほか、三者間で情報共有を行うなど連携を図っております。

貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**937,486**	**流動負債**	**432,323**
現金及び預金	671,916	買掛金	227,947
売掛金	197,848	未払金	29,574
前渡金	2,283	未払費用	30,448
前払費用	15,088	未払法人税等	7,171
預け金	46,145	未払消費税等	23,050
その他	4,592	前受金	101,771
貸倒引当金	△388	預り金	11,734
固定資産	**53,156**	その他	625
有形固定資産	**9,302**	**負債合計**	**432,323**
建物	7,721	**(純資産の部)**	
工具、器具及び備品	1,581	**株主資本**	**558,318**
無形固定資産	**3,714**	**資本金**	**309,319**
商標権	586	**資本剰余金**	**299,319**
ソフトウエア	3,128	資本準備金	299,319
投資その他の資産	**40,139**	**利益剰余金**	**△50,319**
関係会社株式	8,087	その他利益剰余金	△50,319
出資金	30	繰越利益剰余金	△50,319
敷金及び保証金	32,022	**純資産合計**	**558,318**
資産合計	**990,642**	**負債純資産合計**	**990,642**

損 益 計 算 書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**1,388,235**
売上原価		**607,655**
売上総利益		**780,580**
販売費及び一般管理費		**642,241**
営業利益		**138,338**
営業外収益		
受取利息	47	
受取配当金	1	
広告料収入	990	
セミナー収入	112	
受取補償金	213	
その他	112	1,479
営業外費用		
支払利息	104	
株式公開費用	17,357	
為替差損	1,955	19,418
経常利益		**120,399**
税引前当期純利益		**120,399**
法人税、住民税及び事業税	8,739	8,739
当期純利益		**111,659**

株主資本等変動計算書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	146,278	136,278	136,278	△161,979	△161,979	120,577	120,577
当期変動額							
新株の発行	163,041	163,041	163,041			326,082	326,082
当期純利益				111,659	111,659	111,659	111,659
当期変動額合計	163,041	163,041	163,041	111,659	111,659	437,741	437,741
当期末残高	309,319	299,319	299,319	△50,319	△50,319	558,318	558,318

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年２月18日

ピクスタ株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　百井　俊次　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　矢部　直哉　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、ピクスタ株式会社の平成２７年１月１日から平成２７年１２月３１日までの第１１期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年１月１日から平成27年12月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

⑶　さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年２月19日

ピクスタ株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　大野　聡子　㊞

監査役（社外監査役）　古賀　良三　㊞

監査役（社外監査役）　松本　拓生　㊞

以　上

メ　モ

ピクスタの強みと成長戦略

ピクスタの強み

1 圧倒的な国内素材数

日本人や日本の風景などの国内素材が充実。素材点数が増えるほど利用者も増え、サービスの価値が向上

2 安定的な収益モデル

新規購入者の一定割合がリピート購入者として継続的に利用する積み上げ型収益モデル。単品と定額制の2つの販売形態で、より安定的な収益基盤を構築

3 蓄積されたデータ・ノウハウの活用

蓄積されたデータ・ノウハウを投稿クリエイターに提供。素材のクオリティとクリエイターのロイヤルティ向上に寄与

成長戦略

今後の成長イメージ

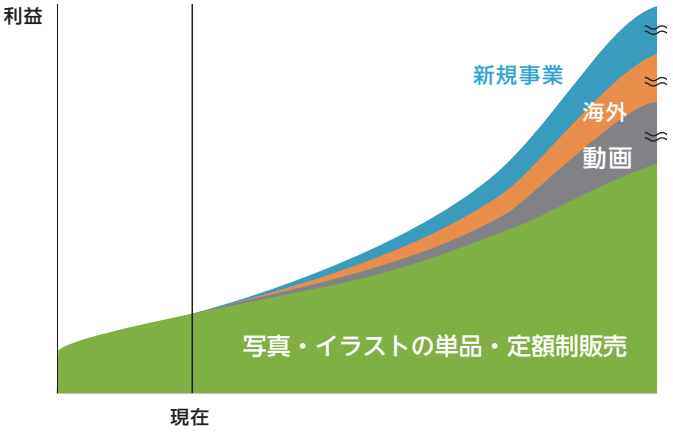

今後は、既存事業の成長を加速させると同時に、ピクスタの持つクリエイターネットワークやマーケットプレイスノウハウを最大限活用した新規サービスの展開に投資してまいります。

年間トピックス

2015年1月 ▶ 12月

1月 PIXTA APIの提供開始

外部サイトからもPIXTAの素材を検索できるAPI機能の提供を開始しました。



3月 新公式ロゴ決定

創業10周年を記念し、公式ロゴを一般公募にて募集。749点の応募作品の中から社内選考にて5作品が選出され、会員の皆様の投票により最終決定しました。

PIXTA

7月 台湾支店の設立

シンガポール子会社に続く海外拠点として、台湾支店を設立しました。
既に政府指定領収書（發票）や台湾ドル決済への対応も行い、台湾市場でのシェア獲得を目指した活動を展開しております。

9月 東証マザーズ市場へ上場

9月14日、東証マザーズ市場へ上場しました。



11月 「ImagineChina」との提携を発表

中国大手素材販売サイト「ImagineChina」と提携。2016年1月より中国本土への販路拡大を目指した試験販売を実施しております。

12月 素材点数1,500万点突破

2015年1月に1,000万点を突破してから1年足らずでの達成となりました。

12月 安心補償サービスの開始

権利侵害に起因する損害を一定条件で補償し、今まで以上により安心してご利用いただけるサービスを目指します。



素材点数と単品販売の月間購入者数の年間累計及び定額制販売の契約数の推移

素材点数 (注1)

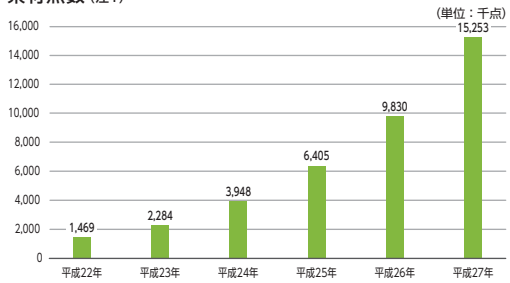

単品販売の月間購入者数の年間累計 (注2)

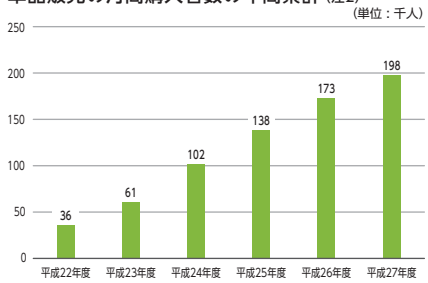

定額制販売の契約数 (注3)

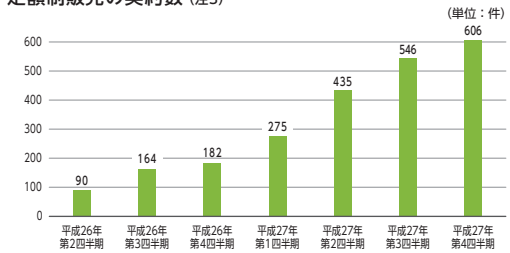

(注)
1. 各年の12月31日現在で、「PIXTA」で販売されているデジタル素材の合計点数
2. 各月の月間購入者数(月に1回以上購入した人数)の12ヶ月分を合算した数値
3. 各四半期末時点の契約数

株主総会会場ご案内図

会 場　東京都渋谷区渋谷一丁目
９番８号
朝日生命宮益坂ビル５階
渋谷サンスカイルーム

(会場場所のお問い合わせ)
渋谷サンスカイルーム
電話 03(3406)2085



交　通

電車　ＪＲ(山手線・埼京線・湘南新宿ライン)
渋谷駅(宮益坂口)

東急東横線	渋谷駅
東急田園都市線	渋谷駅
京王井の頭線	渋谷駅
東京メトロ (銀座線・半蔵門線・副都心線)	渋谷駅

＊地下鉄連絡通路をご利用の場合は11番出入口が便利です。

資源節約のため、当日ご出席の際はこの「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申しあげます。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。